

木更津市立請西保育園及び
木更津市請西子育て支援センター
指定管理者に関する仕様書

令和4年7月

木更津市健康こども部こども保育課

目 次

	頁
1 趣旨	3
2 請西保育園及び請西子育て支援センターの管理運営に関する基本的な考え方	3
3 請西保育園に関する仕様書	
1 施設の概要	4
2 管理の基準	5
3 職員配置	5
4 指定期間	6
5 指定管理料等	7
6 指定管理者が行う業務	8
7 業務の再委託	10
8 給食の実施	11
9 周辺環境に関する諸課題への対応	11
10 園児の健康管理と医師の配置	11
11 モニタリング	11
4 請西子育て支援センターの仕様書	
1 施設の概要	13
2 管理の基準	14
3 職員配置	14
4 指定期間	15
5 指定管理料等	15
6 指定管理者が行う業務	16
7 業務の再委託	19
8 モニタリング	19
5 個人情報の保護	21
6 情報公開に関する措置	21
7 緊急時等の対策	22
8 利用者及び地域等からの保育園運営に関する要望・苦情についての対策	22
9 環境への配慮	22

1 0	バリアフリーへの配慮	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
1 1	禁煙対策	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
1 2	物品購入時の配慮	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
1 3	物品の帰属等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
1 4	備品物品等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
1 5	施設及び設備の修繕等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
1 6	駐車場	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
1 7	電話・FAX・インターネット	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
1 8	太陽光発電設備	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
1 9	防犯及び監視カメラ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
2 0	保険加入に関すること	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
2 1	市と指定管理者の役割分担	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
2 2	指定管理者の危険責任	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
2 3	行事等の市広報紙の取扱い	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
2 4	ホームページの開設	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
2 5	法令等の遵守	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
2 6	繰越金等の取扱い	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
2 7	協議	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
2 8	インボイス制度	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8

木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センター

指定管理者に関する仕様書

平成25年4月に開園・開館し、現在、運営中である木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センターの指定管理者が行う業務の内容等は、この仕様書による。

1 趣 旨

この仕様書は、木更津市立請西保育園（以下「請西保育園」という。）及び木更津市請西子育て支援センター（以下「請西子育て支援センター」という。）の指定管理者が行う業務の内容等について必要な事項を定めるものとする。

2 請西保育園及び請西子育て支援センターの管理運営に関する基本的な考え方

(1) 請西保育園

請西保育園を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に従って行うこと。

- ア 請西保育園が、市民の福祉の向上と文化の発展に資するために設置されたものであるという理念に基づき、地域に根ざした管理運営を行うこと。
- イ 児童福祉法に基づく乳幼児（以下「児童」という。）及び保護者の意見を管理運営に反映させること。
- ウ 個人情報の保護及び情報の公開に関する措置を講ずること。
- エ 管理運営費の削減に努めること。
- オ 保育の質の向上を図るとともに、効率的運営を行うこと。

(2) 請西子育て支援センター

請西子育て支援センターを管理運営するにあたり、次に掲げる項目に従って行うこと。

- ア 請西子育て支援センターが、市民の福祉の向上と文化の発展に資するために設置されたものであるという理念に基づき、地域に根ざした管理運営を行うこと。
- イ 利用者の意見を管理運営に反映させること。
- ウ 個人情報の保護及び情報の公開に関する措置を講ずること。
- エ 管理運営費の削減に努めること。
- オ 利用率の向上を図るとともに、効率的運営を行うこと。

3 請西保育園に関する仕様書

3-1 施設の概要（請西保育園）

- (1) 名 称 木更津市立請西保育園
- (2) 所在地 木更津市請西東7丁目2番地1
- (3) 設置目的

市民の福祉の向上と文化の発展に資するために設置し、児童福祉法第24条第1項の規定により保育を必要とする乳幼児（以下「児童」という。）を保育することを目的とする。

- (4) 定 員

児童の定員は120人とする。各クラスの定員は次のとおり。

クラス	0才	1才	2才	3才	4才	5才	計
人数	12	20	22	22	22	22	120

また、木更津市と指定管理者が協議の上、年度途中に定員を超える児童（定員の20%未満）を受け入れることができるものとする。

- (5) 敷地面積（保育園と支援センター同敷地）

2,632.09㎡

- (6) 建物概要（保育園と支援センター合築施設）

ア 構 造

鉄筋コンクリート造一部木造2階建

イ 建築面積

987.10㎡

ウ 延床面積

1,461.44㎡（保育園と支援センターの合計）

エ 施設面積（保育園施設の面積）

1163.75㎡

オ 施設内容

乳児室2室（0歳児12名、1歳児20名）、保育室4室（2歳以上児：各22名）、遊戯室（間仕切り可）、調理室、前室、トイレ、ロッカー室、休憩室、配膳室、教材室、相談室、医務室、絵本コーナー、事務室、検収・下処理室、倉庫、ホール、昇降口、風除室、職員玄関。

3-2 管理の基準（請西保育園）

(1) 保育時間及び休園日等

子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年 6 月 9 日内閣府令第 44 号）第 4 条第 1 項の規定による認定の区分にしたがって、以下のとおりとする。

ア 平日 午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分

（通常保育時間）

保育標準時間認定 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分

保育短時間認定 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分

（延長保育時間）

保育標準時間認定 午後 6 時 00 分から午後 7 時 00 分

保育短時間認定 午前 7 時 00 分から午前 8 時 30 分及び
午後 4 時 30 分から午後 7 時 00 分

通常保育時間及び延長保育時間以外の保育時間については、時間外保育とし、保護者が児童を送迎できない場合に限り、必要な時間のみ保育を実施するものとする。

イ 土曜日 午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分

（通常保育時間）

保育標準時間認定 午前 8 時 30 分から正午

保育短時間認定 午前 8 時 30 分から正午

（延長保育時間） 上記アと同じ

通常保育時間及び延長保育時間以外の保育時間については、時間外保育とし、保護者が児童を送迎できない場合に限り、必要な時間のみ保育を実施するものとする。

ウ 休園日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日及び 1 2 月 29 日から 1 2 月 31 日

(2) 保育時間及び休園の変更

指定管理者は、保護者の就労時間その他家庭の状況を考慮して、必要と認める時は、あらかじめ木更津市長（以下「市長」という。）の承認を得て、開園時間又は休園日を変更、若しくは臨時に休園日を定めること、または休園日に臨時に開園することができる。

3-3 職員配置（請西保育園）

(1) 指定管理者は、次の職員を配置すること。

なお、職員配置の際には、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 45 条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準（以下「最低基準」という。）及び次の各項目を遵守すること。

- ア 園長（専任）
- イ 主任保育士
- ウ 保育士
- エ 栄養士（調理業務の従事を含む）
- オ 調理員
- カ 事務員
- キ 用務員
- ク 嘱託医
- ケ 嘱託歯科医

- (2) 請西保育園及び請西子育て支援センターの管理運営業務に専従する者のうちに、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項に規定する防火管理者を配置すること。
- (3) 請西保育園及び請西子育て支援センターの管理運営業務に専従する者のうちに、空調設備、太陽光発電設備及びエレベータ設備（いずれも請西保育園及び請西子育て支援センターに設置している設備）を操作することができる者を配置すること。
- (4) (1)から(3)の他、必要な職員を配置するものとする。
- (5) その他

- ア 職員の勤務形態は、施設の管理運営に支障がないように定めること。
 - イ 職員の質の向上のため、各種必要な研修を受けさせること。
- また、保育園内での研修も行うこと。

3－4 指定期間（請西保育園）

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 3 年間とする。

なお、当該施設は、施設利用者（児童、保護者）との継続的な信頼関係構築が求められるため、既に管理運営している指定管理者が当該施設等の地域に根ざした管理運営を適確に行っており、かつ指定期間に養われた利用者との信頼関係の蓄積を有効に活用した管理運営が新たな指定管理期間も可能と市長が認めた場合は、新たな候補者を公募しないこととする。

その場合、既に管理運営している指定管理者を候補者として、木更津市が設置する指定管理者候補者選定委員会の審査に付すこととする。

3-5 指定管理料等（請西保育園）

指定管理料については、請西保育園及び請西子育て支援センターについて、それぞれ個別に支払うものとする。また、両施設の指定管理料は、それぞれ専用の口座により管理するなど、会計の明確化を図ること。

(1) 指定管理料

指定管理料の上限額 482,145 千円（指定期間総額）

※参考 単年度 160,715 千円

ただし、子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）附則第 6 条第 1 項の規定により毎年国が定める公定価格を基に算出する委託費、木更津市の「木更津市民間保育園運営費等補助金交付要綱（令和 3 年 10 月 13 日制定）」による民間保育園運営費等補助金及び「木更津市特別保育事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 25 日制定）」による特別保育事業費補助金に準じた額のため、指定管理料の上限額に変更が生じる場合がある。

なお、今後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の改正等により消費税等額に変動が生じた場合は、市は、指定管理料にそれらの変動に応じた相当額を加減して支払うものとする。

(2) 指定管理料支払方法

指定管理者の請求に基づき、次の各項目のとおり支払うものとする。

- | | |
|------------------------------|--|
| ア 委託費相当額
(延長保育料及び副食費相当額含) | 4 月及び 1 月概算払い、事業完了後実績報告に基づき、差額が生じた場合は精算する。 |
| イ 民間保育園運営費等補助金相当額 | 1 1 月及び 3 月概算払い、事業完了後実績報告に基づき、差額が生じた場合は精算する。 |
| ウ 特別保育事業補助金相当額 | 6 月及び 3 月概算払い、事業完了後実績報告に基づき、差額が生じた場合は精算する。 |
| エ その他市長が認めた費用 | 状況に応じ支払う。 |

(3) 保育料及び延長保育料並びに副食費の取扱い

請西保育園については、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項で定める利用料金制度を導入しないため、保育料及び延長保育料並びに副食費は木更津市の収入とする。

(4) 施設及び設備の修繕等

施設及び設備等の修繕費用については、指定管理者の負担とする。

ただし、責任の所在が不明確な場合で 1 件 30 万円以上の修繕に要する経費については、協議により、木更津市が直接、費用を負担とする。

なお、1 件 30 万円未満の小破修繕については指定管理者の負担とするが、年間限

度額を50万円とし、それを超える場合については別途協議するものとする。

(5) その他

- ア 指定管理料には、人件費、消耗品・燃料費、電気代、ガス代、上下水道代、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、施設の保険料、機器等の賃借料、手数料、公租公課、委託料、負担金、地域に根ざした管理運営に係る費用その他諸経費を含む。
- イ 木更津市が業務内容等を変更した場合は、この限りではない。

3-6 指定管理者が行う業務（請西保育園）

指定管理者は、木更津市立保育園の保育目標（「明るく元気な子・意欲的に遊べる子・心の豊かな子」）を基本として、次に掲げる事業を実施すること。

(1) 請西保育園に入園する児童への保育の実施

- ア 通常保育
- イ 延長保育
- ウ 障がい児保育
 - 集団保育が可能（障がいの程度が軽度又は中程度）と木更津市が判断した児童
- エ 管外受託（広域入所）児の保育
- オ 園庭開放
- カ 地域交流
- キ その他市長が必要と認める事業

(2) 請西保育園の維持管理

- ア 清掃業務
- イ 警備業務
 - 職員等不在時には、機械警備を行い、機械警備業務用装置は、市が指定したものを利用すること。
- ウ 保守点検業務
 - ① 建物（総合的な日常管理）、空調設備、電話交換機、警報装置、消防設備、ピアノ調律、植栽管理、電気設備、上下水道設備、業務用冷蔵冷凍庫等
 - ② 駐車場の管理
 - ③ 廃棄物の処理
 - ④ ①から③の維持管理業務等を委託等する場合は、業者の選定、契約、履行の確認、委託料等の支払い
- エ 衛生管理業務
- オ 施設の不備の報告

- カ 施設等の修繕
- キ 木更津市が貸与する備品の修繕等
- ク 木更津市が貸与する備品以外の購入（調達）等
- ケ 物品等の管理保全
- コ 施設賠償責任保険に加入

(3) 請西保育園の運営及び維持管理の各種事業計画

指定管理者は、業務に関する次の計画書を、各年度当初までに木更津市に提出すること。なお、年間行事計画については、木更津市と事前協議を行うこと。

- ア 保育課程、保育計画及び年間行事計画等事業計画
- イ 避難訓練及び防災訓練計画
- ウ 職員名簿及び配置計画
- エ 収支予算書

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成30年4月16日付け府子本第367号・子発0416第3号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に基づいて行うこと。

- オ その他、木更津市が必要とする計画

(4) 請西保育園の運営及び維持管理の各種事業報告

指定管理者は、業務に関する次の各項目を各々の期日までに木更津市に提出すること。なお、期日が土日祝祭日の場合は期日前の直近の平日とする。

- ア 保育所運営費（委託費）請求書（4月5日及び1月5日）
- イ 延長保育利用児童数（毎月5日）（4月分及び12月分は翌月10日）
- ウ 職員名簿及び配置状況（毎月5日）（4月分及び12月分は翌月10日）
- エ 収支決算書（会計年度終了後、2か月以内）

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」に基づいて行うこと。

- オ 各種事業についての実績・年間報告（事業終了後速やかに）
- カ 施設保守点検業務の点検結果報告
- キ その他、木更津市が必要とする報告

(5) 保育料及び延長保育料並びに副食費に係る業務の一部に関する業務

保育料及び延長保育料並びに副食費の収受に関する事項

- ア 法第56条第3項の規定に基づく保育料及び延長保育料の収受に関することは、木更津市の基準額（木更津市保育料等徴収規則（平成4年3月31日木更津市規則第

21号))、副食費の収受に関することは、木更津市の基準額(木更津市立保育園副食費の徴収に関する規則(令和元年9月30日規則第22号))を木更津市が徴収するものとする。ただし、利用者が保育園へ持参する保育料及び延長保育料並びに副食費については、法第56条第4項に基づき、指定管理者が徴収、集計、納入を行うこと。

なお、この場合、保育料及び延長保育料並びに副食費は公金として厳正に取扱い、徴収した翌日(金融機関の休業日を除く)までに指定口座に納入することを原則とする。

イ 保育料等の滞納が生じないように木更津市と協力すること。

(6) 管理運営業務を実施するにあたっての遵守事項

管理運営業務を実施するにあたっては、次に掲げる事項を遵守して円滑かつ効率的に実施すること。

ア 木更津市との連携を図った運営を行うこと。

イ 指定管理者が施設の管理運営に係る規程等を定めるときは、木更津市と事前に協議をすること。

ウ 施設の管理運営に係る規定等が定められていないときは、木更津市の条例等に基づいて、又は木更津市と協議のうえ運営すること。

(7) 事務引き継ぎ

指定期間終了前に次の指定管理団体と事務の引継ぎを行い、請西保育園の管理運営をスムーズに行い、請西保育園の管理運営の引き継ぎを指定期間内に誠実に行うこと。

(8) 木更津市主催の諸会議への出席

木更津市からの要請があった場合は次の各会議へ出席すること。

ア 園長会議

イ 副園長会議

ウ 栄養士会議

エ アからウの他、要請のある会議

(9) その他

ア 保育実習生の受入れを実施すること。

イ 市長から依頼のある業務についての対応。

3-7 業務の再委託(請西保育園)

木更津市と協議し、木更津市が承諾した場合を除き、業務の再委託については認めない。

3-8 給食の実施（請西保育園）

- (1) 指定管理者は、自園調理で給食を実施するものとする。
- (2) 1ヶ月を単位として、実施月の翌月に提供した給食の献立及び食材の購入状況について、木更津市に報告すること。
- (3) 指定管理者は、遺伝子組み替え食品と表示されているもの及び遺伝子組み替え食品の恐れのあるものなどについても使用しないように努めるものとする。
- (4) 指定管理者は、千葉県君津健康福祉センターによる巡回指導の指導項目を遵守すること。また、児童へ給食を提供することに当たっては「保育所における食事の提供ガイドライン」（厚生労働省ホームページ掲載）にも配慮をするように努めること。
- (5) 子育て支援センターの一時預かり事業利用者に対し、給食を提供すること。

3-9 周辺環境に関する諸課題への対応（請西保育園）

施設の周辺環境に関する諸課題への対応が必要となっているため、指定管理者は、必要に応じ、木更津市と協議の上、保護者及び地域等に保育園の運営状況について情報提供を行うとともに、保護者及び地域等と木更津市を含む「木更津市立請西保育園運営懇談会」等を開催し、保護者及び地域等の意向を把握し、業務内容に反映させ、円滑な運営に努めるものとする。

3-10 園児の健康管理と医師の配置（請西保育園）

指定管理者は、園児の健康管理に留意するとともに、嘱託医を配置し、児童の健康診断及び健康管理に関する相談を行うものとする。

3-11 モニタリング（請西保育園）

- (1) モニタリングの種類と実施者

ア 日常モニタリング

日々の業務が法令・仕様書等に従って適正に行われているかをチェックし、適正な業務の履行を確保する。（指定管理者が実施）なお、日報・月報、苦情・事故等対応記録簿を定期モニタリングの際に確認するので揃えておくこと。

イ 定期モニタリング

定期的に次の項目についてモニタリングを行い、施設の維持管理、提供サービスの状況及び経年変化を把握し、施設の適切な維持管理による経費の削減、提供サービスの向上を図ること。

- ① 施設の運営（年度1回以上、指定管理者が実施）

② 施設の維持管理及び①の確認（年度１回以上、木更津市が実施）

ウ 臨時モニタリング

定期モニタリングの結果に基づき指導を行った場合の改善の確認、又は苦情・事故が発生した場合の改善を図る目的等、木更津市が必要と判断した場合臨時に調査を行うもの。（随時に市が実施）

エ 第三者によるモニタリング

定期モニタリングに替えて業務の改善のために第三者のモニタリング業者等に依頼して実施。（指定期間に一度、原則として指定管理者が実施）

(2) モニタリングの内容

ア 日常モニタリング

① 日報

施設・備品の維持管理清掃、勤務状況、児童数、事故や苦情、意見とその対応、施設の使用等の許可に関する事、保育料及び延長保育料の徴収に関する事等を記載する。

② 月報

児童数の集計、保育料及び延長保育料の集計、事故・苦情の件数を記載し月に１回報告する。

③ 苦情・事故等対応記録簿

職員・窓口等に出された苦情・要望・意見毎にその対応結果を記載する。

イ 定期モニタリング

① 施設の運営

アンケート等でサービスに対する意見や要望を把握し、利用者満足度を調査し、自己評価と対応案を作成する。

② 施設の維持管理

現地調査、ヒアリング等による、施設、附属設備、物品、各種会計書類等の現地検査

ウ 臨時モニタリング

書類調査、現地調査、利用者アンケート等

エ 第三者モニタリング

施設・備品の管理状況、勤務状況、児童数、金銭管理、利用者満足度等の定期モニタリングの内容を詳細に調査する。

オ その他

モニタリングの様式等詳細については指定管理業務開始前に市と指定管理者で協

議して決定するものとする。

(3) 検査結果の反映

ア 改善指導等

モニタリングの結果、管理運営の適正を期するため木更津市が必要と判断した場合、指定管理者に対し改善措置を講ずる等の指導を行う。

さらに必要な場合は、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることがある。

イ 次回選定の評価への反映

次回の指定管理者選定時にモニタリング結果を審査項目として評価することができるものとする。

(4) モニタリング結果の公表

モニタリング結果、それに対する指示、アンケート等に記載された意見等について、木更津市が必要と認めた場合は、ホームページ、広報紙などで公表するものとする。

4 請西子育て支援センターの仕様書

4-1 施設の概要（請西子育て支援センター）

(1) 名 称 木更津市請西子育て支援センター

(2) 所在地 木更津市請西東7丁目2番地1

(3) 設置目的

児童の健やかな育成を図るとともに、子育てについて児童の保護者及び妊婦の援助を目的とする。

(4) 定 員

ア プレイルーム

親子30組程度とする。

イ 一時預かり

最大20人

(5) 敷地面積（保育園と支援センター同敷地）

2,632.09㎡

(6) 建物概要（保育園と支援センター合築施設）

ア 構 造

鉄筋コンクリート造一部木造2階建

イ 建築面積

987.10㎡

ウ 延床面積

1, 461.44㎡（保育園と支援センターの合計）

エ 施設面積

297.69㎡（支援センター施設の面積）

オ 施設内容

プレイルーム兼研修室、調乳・授乳室、一時預かり室（最大20名）、相談室、トイレ、多目的トイレ、倉庫、ロッカー室、医務室、事務室、玄関

4-2 管理の基準（請西子育て支援センター）

(1) 開館時間及び休館日等

ア 平日 午前8時30分から午後5時00分

ただし、一時預かり事業は、午前8時00分から午後6時30分

イ 土曜日 午前8時30分から正午まで

ただし、一時預かり事業は、午前8時00分から午後5時30分

ウ 休館日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日

(2) 開館時間及び休館の変更

指定管理者は、保護者の就労時間その他家庭の状況を考慮して、必要と認める時は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間又は休館日を変更、若しくは臨時に休館日を定めること、または休館日に臨時に開館することができる。

4-3 職員配置（請西子育て支援センター）

(1) 指定管理者は次の職員を配置すること。

なお、職員配置の際には、最低基準及び次の各項目を遵守すること。

ア センター長（地域子育て支援拠点事業担当職員との兼務可）

イ 地域子育て支援拠点事業担当職員

開館時は常時2名以上を配置すること。開館時配置職員のうち2名以上は保育士免許等有資格者とし、有資格者2名以上のうち1名は5年以上保育施設等で実務経験のある者とする。

保育士免許等とは、保育士、保健師、看護師、教諭（幼稚園教諭含む）の資格のある者とする。

ウ 一時預かり事業担当職員

地域子育て支援拠点事業担当職員以外に児童預かり時には、最低基準を遵守する

とともに保育士免許等有資格者２名以上を配置すること。

エ アからウの他必要な職員

- (2) 請西保育園及び請西子育て支援センターの管理運営業務に専従する者のうちに、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項に規定する防火管理者を配置すること。
- (3) 請西保育園及び請西子育て支援センターの管理運営業務に専従する者のうちに、空調設備、太陽光発電設備及びエレベータ設備（いずれも請西保育園及び請西子育て支援センターに設置している設備）を操作することができる者を配置すること。
- (4) (1)及び(3)の他必要な職員を配置するものとする。
- (5) 職員の勤務形態は、施設の管理運営に支障がないように定めること。
- (6) 職員の質の向上のため、各種必要な研修を受けさせること。また、センター内での研修も行うこと。

4－4 指定期間（請西子育て支援センター）

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 3 年間とする。

なお、当該施設は、施設利用者（児童、保護者）との継続的な信頼関係構築が求められるため、既に管理運営している指定管理者が当該施設等の地域に根ざした管理運営を適確に行っており、かつ指定期間に養われた利用者との信頼関係の蓄積を有効に活用した管理運営が新たな指定管理期間も可能と市長が認めた場合は、新たな候補者を公募しないこととする。

その場合、既に管理運営している指定管理者を候補者として、木更津市が設置する指定管理者候補者選定委員会の審査に付すこととする。

4－5 指定管理料等（請西子育て支援センター）

請西保育園及び請西子育て支援センターについて、それぞれ個別に支払うものとする。また、両施設の指定管理料はそれぞれ専用の口座により管理するなど、会計の明確化を図ること。

(1) 指定管理料

指定管理料の上限額 5 4, 0 7 2 千円（指定期間総額）

※参考 単年度 1 8, 0 2 4 千円

ただし、木更津市の「木更津市特別保育事業費補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 25 日制定）」による特別保育事業費補助金の一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業に準じた額のため、指定管理料の上限額に変更が生じる場合がある。

なお、今後、消費税法の改正等により消費税等額に変動が生じた場合は、市は、指

定管理料にそれらの変動に応じた相当額を加減して支払うものとする。

(2) 指定管理料支払方法

指定管理者の請求に基づき次の各項目のとおり支払うものとする。

ア 地域子育て支援拠点事業 11,904,000円

1年を通じ週6日以上の開館と想定し、4月に上記金額のうち90%を、2月に残額を概算払いするものとし、年度末の実績報告に基づき差が生じた場合は精算する。

イ 一時預かり事業 6,120,000円

利用者を年間2,100人と想定し、4月に上記金額のうち90%を、2月に残額を概算払いするものとし、年度末の実績報告に基づき差が生じた場合は精算する。

(3) 一時預かり利用料金の取扱い

請西子育て支援センターについては、地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制度を導入するため、一時預かり利用料金は、指定管理者の収入とする。

一時預かり利用料金は、木更津市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成24年木更津市条例第6号）第15条第2項の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(4) 施設及び設備の修繕等

施設及び設備等の修繕費用（地域に根ざした施設の管理運営に要する費用を含む。）については、指定管理者の負担とする。

ただし、責任の所在が不明確な場合で1件30万円以上の修繕に要する経費については、協議により、木更津市が直接、費用を負担とする。

なお、1件30万円未満の小破修繕については指定管理者の負担とするが、年間限度額を50万円とし、それを超える場合については別途協議するものとする。

(5) その他

ア 指定管理料には、人件費、消耗品・燃料費、電気代、ガス代、上下水道代、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、施設の保険料、機器等の賃借料、手数料、公租公課、委託料、負担金、地域に根ざした管理運営に係る費用その他諸経費を含む。

イ 木更津市が業務内容等を変更した場合はこの限りではない。

4-6 指定管理者が行う業務（請西子育て支援センター）

指定管理者は、児童の健やかな育成を図るとともに、子育てについて児童の保護者及び妊婦の援助を目的とし、次の各項目を実施すること。

(1) 請西子育て支援センターの運営

請西子育て支援センターでは、「地域子育て支援拠点事業の実施について（平成 26

年 5 月 29 日雇児発 0529 第 18 号)」及び「平成 24 年度子育て支援交付金の交付対象事業等について（平成 24 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき運営すること。

なお、請西子育て支援センターの運営形態は一般型である。

ア 地域子育て支援拠点事業

次の各事業を行うこと。

① 基本事業

次のⅠ～Ⅳの取組を基本事業としてすべて実施すること。

Ⅰ 児童及び保護者等が相互の交流を行う場の提供

Ⅱ 保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言

Ⅲ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月 1 回以上実施）

育児不安、子育て、親子遊び、健康、離乳食等の講座を実施すること。

Ⅳ 地域の子育て関連情報の提供（月 1 回以上の広報紙発行）

② 一般型事業

①に定める基本事業の実施に加えて、関係機関や子育て支援活動を行っている団体等と連携し、次の取組をすべて実施すること。

Ⅰ 公民館、公園等の公共施設に出向き、親子交流活動や子育てサークルへの援助等の地域支援活動（2 ヶ月に 1 回以上）

Ⅱ 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合は、関係機関と連携・協力のうえ、当該家庭へ訪問するなどの支援（随時実施）

イ 一時預かり事業

児童福祉法施行規則第 36 条の 35 号に定める設備及び人員に関する基準を遵守すること。

ウ 前各号に掲げるもののほか、木更津市請西子育て支援センターの設置目的を達成するために必要な事業

(2) 請西子育て支援センターの維持管理

ア 清掃業務

イ 警備業務

職員等不在時には、機械警備を行い、機械警備業務用装置は、木更津市が指定したものを利用すること。

ウ 保守点検業務

① 建物（総合的な日常管理）、空調設備、電話交換機、警報装置、消防設備、植栽管理、電気管理、上下水道設備等

- ② 駐車場の管理
- ③ 廃棄物の処理
- ④ ①から③の維持管理業務等を委託等する場合は、業者の選定、契約、履行の確認、委託料等の支払いをすること。

エ 衛生管理業務

オ 施設の不備の報告

カ 施設等の修繕

キ 木更津市が貸与する備品の修繕等

ク 木更津市が貸与する備品以外の購入（調達）等

ケ 物品等の管理保全

コ 施設賠償責任保険に加入

(3) 請西子育て支援センターの運営及び維持管理の各種事業計画

指定管理者は、業務に関する次の計画書を、各年度当初までに木更津市に提出すること。

なお、年間行事計画については、木更津市と事前協議を行うこと。

ア 地域子育て支援拠点事業に係る計画

イ 一時預かり事業計画

ウ 職員名簿及び配置計画

エ 収支予算書

オ 施設保守点検業務の点検実施計画

(4) 請西子育て支援センターの運営及び維持管理の各種事業報告

指定管理者は、業務に関する次の事項を各々の期日までに木更津市に提出すること。

ア 地域子育て支援拠点事業報告書（毎月５日）（４月分及び１２月分は翌月１０日）

イ 一時預かり事業報告書（毎月５日）（４月分及び１２月分は翌月１０日）

ウ 職員名簿及び配置状況（毎月５日）（４月分及び１２月分は翌月１０日）

エ 収支決算書（会計年度終了後、２か月以内）

オ 各種事業についての実績・年間報告（年度終了後速やかに）

カ 施設保守点検業務の点検実施結果報告

キ その他、木更津市が必要とする報告

(5) 管理運営業務を実施するにあたっての遵守事項

管理運営業務を実施するにあたっては、次に掲げる事項を遵守して円滑かつ効率的に実施すること。

ア 木更津市との連携を図った運営を行うこと。

イ 指定管理者が施設の管理運営に係る規程等を定めるときは、木更津市と事前に協議をすること。

ウ 施設の管理運営に係る規程等が定められていないときは、木更津市の条例等に準じて、又は木更津市と協議のうえ運営すること。

エ 利用許可基準を受付窓口等に備え付け、不許可とする場合にはその理由を示すこと。

(6) 利用料金（一時預かり利用料金）に係る業務

ア 利用料金の額を市長の承認を得て定めること。

イ 利用者から利用料金を徴収すること。

ウ 利用料金の減額及び免除を行うこと。

エ 利用承認の変更又は取消において利用料金を還付すること。

オ 使用許可の状況及び現金出納の状況を月末締めで集計し、速やかに報告をすること。

カ 施設の予約状況等を把握し、木更津市が指定する期日までに各月、各週分の行事予定に関して報告すること。

(7) 事務引き継ぎ

指定期間終了前に次の指定管理団体と事務の引継ぎを行い、請西子育て支援センターの管理運営をスムーズに行い、請西子育て支援センターの管理運営の引き継ぎを指定期間内に誠実に行うこと。

(8) 事務機器及び事務用品

請西子育て支援センターの事業実施に伴い必要な事務機器及び事務用品については指定管理者が用意し負担すること。

4-7 業務の再委託（請西子育て支援センター）

木更津市と協議し、木更津市が承諾した場合を除き、業務の再委託については認めない。

4-8 モニタリング（請西子育て支援センター）

(1) モニタリングの種類と実施者

ア 日常モニタリング

日々の業務が法令・仕様書等に従って適正に行われているかをチェックし、適正な業務の履行を確保する。（指定管理者が実施）

なお、日報・月報、苦情・事故等対応記録簿を定期モニタリングの際に確認する

ので揃えておくこと。

イ 定期モニタリング

定期的に次の項目についてモニタリングを行い、施設の維持管理、提供サービスの状況及び経年変化を把握し、施設の適切な維持管理による経費の削減、提供サービスの向上を図ること。

- ① 施設の運営（年度1回以上、指定管理者が実施）
- ② 施設の維持管理及び①の確認（年度1回以上、市が実施）

ウ 臨時モニタリング

定期モニタリングの結果に基づき指導を行った場合の改善の確認、又は苦情・事故が発生した場合の改善を図る目的等、市が必要と判断した場合臨時に調査を行うもの。（随時に市が実施）

エ 第三者によるモニタリング

定期モニタリングに替えて業務の改善のために第三者のモニタリング業者等に依頼して実施。（指定期間に一度、原則として指定管理者が実施。また、保育園と一体的にモニタリングすることも可。）

(2) モニタリングの内容

ア 日常モニタリング

① 日報

施設・備品の維持管理清掃、勤務状況、利用人数、事故や苦情、意見とその対応、施設の使用等の許可に関すること、一時預かり利用料金の徴収に関すること等を記載する。

② 月報

利用者数の集計、一時預かり利用料金の集計、事故・苦情の件数、自主事業・提案内容等の実施状況を記載し月に1回報告する。

③ 苦情・事故等対応記録簿

職員・窓口等に出された苦情・要望・意見毎にその対応結果を記載する。

イ 定期モニタリング

① 施設の運営

アンケート等でサービスに対する意見や要望を把握し利用者満足度を調査し、自己評価と対応案を作成する。

② 施設の維持管理

現地調査、ヒアリング等による、施設、附属設備、物品、各種会計書類等の現地検査

ウ 臨時モニタリング

書類調査、現地調査、利用者アンケート等

エ 第三者モニタリング

施設・備品の管理状況、勤務状況、一時預かり利用数、金銭管理、利用者満足度等の定期モニタリングの内容を詳細に調査する。

オ その他

モニタリングの様式等詳細については指定管理業務開始前に木更津市と指定管理者で協議して決定するものとする。

(3) 検査結果の反映

ア 改善指導等

モニタリングの結果、管理運営の適正を期するため木更津市が必要と判断した場合、指定管理者に対し改善措置を講ずる等の指導を行う。

さらに必要な場合は、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることがある。

イ 次回選定の評価への反映

次回の指定管理者選定時にモニタリング結果を審査項目として評価することができるものとする。

(4) モニタリング結果の公表

モニタリング結果、それに対する指示、アンケート等に記載された意見等について、市が必要と認めた場合は、ホームページ、広報紙などで公表するものとする。

5 個人情報の保護

指定管理者は、木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年木更津市条例第 17 号）第 13 条の規定により、請西保育園及び請西子育て支援センターの管理運営を行うにあたって取り扱う個人情報を保護するため、当該個人情報を適正に取り扱う義務が課せられることとなるが、個人情報の適正な取扱いの具体的内容については、市の基準に準じて、適正な個人情報取扱手続等に関する規程類を整備すると共に、個人情報の収集、管理、開示等の個別事項に関して協定により定め、これにより個人情報の保護を図ること。

個人情報に関して滅失、き損、漏えい等の不適切な取り扱いがあったときは、遅滞なく市に報告すること。

ア 別紙 1「個人情報取扱特記事項」のとおり。

6 情報公開に関する措置

指定管理者は、施設管理の透明性を高めるため、自らの基本方針、運営状況、財務状況等の情報の公開に関して規程類を整備すると共に、必要な事項に関して協定により定め、木更津市が木更津市情報公開条例（平成 12 年木更津市条例第 4 号）に基づき行う情報の公開に留意しつつ、適正な運用を図ること。

7 緊急時等の対策

利用者の安全を確保するため、災害、事故その他の緊急時の対策及び防犯対策についてマニュアルを作成し、職員に指導を行うと共に、消火・避難等の総合的な防災訓練を毎月 1 回以上実施すること。

8 利用者及び地域等からの保育園運営に関する要望・苦情についての対策

施設利用者及び地域等から寄せられる保育園運営に関する軽微な要望、苦情に適切に対応するため、木更津市と協議の上、適切な対策を実施するとともに職員に指導を行うこと。

9 環境への配慮

指定管理業務の遂行にあたっては、木更津市環境基本計画及び木更津市環境行動計画に基づき、次のような環境への配慮に留意しなければならない。

- ① 事業の実施に伴う移動、運搬には低公害型的手段を用いるように努めること。
- ② 消耗品の使用にあたっては、環境への負荷の少ないものを選定すること。
- ③ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）を遵守し、請西保育園におけるエネルギー使用を適切に管理し、その合理化を進めること。
- ④ 酸性物質排出量を低減するため、低公害車の使用や輸送体系の効率化により自動車排ガス抑制に努めること。また、重油等燃料は、極力硫黄分の少ないものを使用すること。
- ⑤ 事業実施にあたっては、廃棄物の抑制、減量化及びリサイクルに努め、エコマーク商品等の環境に配慮した商品を積極的に利用するほか、事業により廃棄物がでた際は適正に処理すること。

10 バリアフリーへの配慮

施設内はバリアフリー化を心掛け、備品の配置や動線の設定、掲示等に配慮すること。

11 禁煙対策

請西保育園及び請西子育て支援センターの敷地内は、禁煙とする。

12 物品購入時の配慮

指定管理者は、購入する物品等について、原材料に内分泌かく乱科学物質（いわゆる環境ホルモン）を有する等人体に有害な影響を及ぼす恐れのある製品は使用しないよう努めるものとする。

13 物品の帰属等

- (1) 木更津市が、指定管理者に対して指定管理料により物品を購入させるときは、購入後の当該物品は木更津市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者は、木更津市の所有に属する物品については、木更津市財務規則（昭和 62 年木更津市規則第 1 号）及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて行うものとする。また、指定管理者は、同規則に定められた出納簿を備えてその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告しなければならない。
- (3) 指定管理者は、木更津市の所有に属する物品のうち、重要物品については、木更津市財務規則に基づき現在高の調査を行うとともに、同規則に定められた様式により、遅滞なく市に報告しなければならない。

14 備品物品等

備品物品等は、別途提示することとする。

15 施設及び設備の修繕等

施設及び設備等の修繕費用（地域に根ざした施設の管理運営に要する費用を含む。）は指定管理者の負担とする。

ただし、責任の所在が不明確な場合で 1 件 3 0 万円（消費税及び地方消費税を含む）以上の修繕に要する経費については、協議により、木更津市が直接、費用を負担とする。

なお、1 件 3 0 万円未満の小破修繕については指定管理者の負担とするが、年間限度額を 5 0 万円とし、それを超える場合については別途協議するものとする。

16 駐車場

敷地内南側駐車場に緊急用として 3 台の駐車スペースを確保しており、その内、2 台分は請西保育園及び請西子育て支援センター各施設長が駐車できることとし、残り 1 台分については緊急車両用として確保し、平常時は駐車してはならない。

施設に勤務する職員の駐車場については、指定管理者が用意するものとする。

17 電話・FAX・インターネット

電話機及び電話回線は市の指定したものを利用し、FAX 及びインターネットは指定管理者が準備し負担する。

なお、各々の利用料金も指定管理者が負担すること。

18 太陽光発電設備

太陽光発電設備で得た収益は、木更津市の収入とする。

19 防犯及び監視カメラ

防犯及び監視カメラについては、木更津市の指示に従い適切に取扱うこと。

20 保険加入に関すること

(1) 請西保育園及び請西子育て支援センターの建物に係る建物総合損害共済（社団法人全国市有物件災害共済会「保障内容：市有物件に対する火災・水災・地震その他災害による損失を救済」）については木更津市が加入することとする。

(2) 指定管理者は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入し負担すること。また、傷害保険、施設賠償保険については、次の保険と同等以上の保険に加入すること。

① （社）全国私立保育連盟 園児団体傷害保険

ア 入院保険日額 2, 2 5 0 円

イ 通院保険日額 1, 5 0 0 円

② 全国市長会 学校災害賠償補償保険（2型 F型 3口）

ア 賠償責任保険

I 身体賠償

・ 1名につき 200, 000 千円

・ 1事故につき 2, 000, 000 千円

II 財物賠償

・ 1事故につき 20, 000 千円

イ 補償保険

I 死亡 3, 000 千円

II 後遺障害 120 千円～3, 000 千円

(3) 指定管理者は、その他必要に応じ、自らのリスクに関して、適切な範囲で保険等に参加し、その保険証書等の写しを市に提出するものとする。

21 市と指定管理者の役割分担

本業務に関するリスクの分担に対する基本的な方針は次表のとおりとする。

項 目	内 容	リスク負担者
消費税率の変動	木更津市が指定管理者に対して支払う管理に係る委託料のうち消費税相当分の増減	木更津市
その他税等法定経費の変動	上記消費税相当分を除き、法人税等の税率の増減、雇用者に係る事業主負担の増減等の法定経費の変動	指定管理者
物価等の変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	木更津市
	それ以外のもの	指定管理者
需要の変動	利用者の増減	指定管理者
資金調達等	運営上必要な初期投資、資金の確保	指定管理者
運営リスク	木更津市及び指定管理者の責めに帰さない事故、災害等によるもの	指定管理者
	施設等の管理上の瑕疵に係る臨時休園等	
	改修、修繕、保守点検等による施設等の一部の利用停止	
施設等の損傷	施設及び設備等の修繕費用（地域に根ざした施設の管理運営に要する費用を含む。）、1件30万円未満の小破修繕に要する経費	指定管理者
	責任の所在が不明確な場合で1件30万円以上の修繕に要する経費	木更津市
	施設等の管理上の瑕疵に係るも	指定管理者

	の	
	1件30万円未満の小破修繕については指定管理者の負担とするが、年間限度額を50万円とし、それを超える場合について	協議
利用者等への損害賠償	国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条又は第2条の規定に該当した場合	木更津市 （ただし、木更津市は求償権を有するものとする。）
	上記以外	指定管理者
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更	分担（協議）
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	木更津市
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	指定管理者
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	木更津市
	指定管理者の発案による期間中の変更	分担（協議）
市議会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期	指定管理者
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	木更津市
	指定管理者に帰責事由があるもの	指定管理者
	それ以外のもの	分担（協議）
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備によるもの	木更津市
不可抗力※	不可抗力による施設・整備の復旧費用	木更津市
	不可抗力による管理運営の中断	分担（協議）

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略
暴動、ストライキなど

22 指定管理者の危険責任

指定管理者は、管理運営業務に関し、指定管理者の故意又は過失によって、請西保育園及び請西子育て支援センターの施設、附属設備及び物品が損傷等した場合、又は利用者に事故があった場合は、木更津市の指示により、その損害の全部又は一部について賠償を行う。

23 行事等の市広報紙の取扱い

指定管理者が主催で実施する事業（木更津市が関与しないもの）

- ① 自主事業等の市広報紙への掲載は、記事の内容及び紙面の状況により掲載できない場合がある。
- ② 指定管理者が個別に掲載を希望する場合は、直接市広報紙主管課へ掲載依頼を提出すること。

24 ホームページの開設

請西子育て支援センターのホームページを開設すること。

25 法令等の遵守

請西保育園及び請西子育て支援センターの管理運営にあたっては、この仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- (2) 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (5) 木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年木更津市条例第 17 号）
- (6) 木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年木更津市規則第 32 号）
- (7) 木更津市行政手続条例（平成 9 年木更津市条例第 2 号）
- (8) 木更津市個人情報保護条例（平成 11 年木更津市条例第 4 号）
- (9) 木更津市情報公開条例（平成 12 年木更津市条例第 4 号）
- (10) 木更津市保育園の設置及び管理に関する条例（昭和 62 年木更津市条例第 14 号）
- (11) 木更津市保育園の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年木更津市規則第 4 号）

- (12) 木更津市保育園処務規程（昭和 49 年木更津市訓令第 7 号）
- (13) 木更津市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 24 年木更津市条例第 6 号）
- (14) 木更津市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 24 年木更津市規則第 50 号）
- (15) 保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）
- (16) その他、保育園及び子育て支援センターに関する法令等

26 繰越金等の取扱い

指定管理期間最終年度において、指定管理料等の収入及び昨年度までの繰越金（以下、「収入等」とする。）と管理運営業務に係る支出に差額が生じた場合において、収入等が支出を上回った場合は、この差額を指定管理者が木更津市に返還し、支出が収入等を上回った場合は、この差額を指定管理者が負担するものとする。

27 協 議

指定管理者は、この仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じたときは、木更津市と協議し決定すること。

28 インボイス制度

令和 5 年 10 月から開始されるインボイス制度に対応するため、指定管理者も適格請求書（インボイス）発行事業者の登録をするものとする。